

神奈川県立のふれあいの村の利用申込み開始日の変更
(平成28年11月1日変更)

	現行	変更後
一般宿泊利用 の申込み	利用しようとする日の <u>3箇月前</u> の 1日午前9時から、電話で仮予約 をした後、利用申込書により申し 込む。	利用しようとする日の <u>4箇月前</u> の 1日午前9時から、電話で仮予約 をした後、利用申込書により申し 込む。
	<p>(参考) 利用申込み開始日は次のとおりです</p> <p>平成29年1月分の利用申込み → 平成28年10月1日</p> <p>平成29年2月分の利用申込み → 平成28年11月1日</p> <p>-----</p> <p>平成29年3月分の利用申込み → 平成28年11月1日</p> <p>平成29年4月分の利用申込み → 平成28年12月1日</p> <p style="text-align: right;">↑ 現行 ↓ 変更後</p>	
学校利用 の申込み (県内の学校が教 育活動の一環とし て利用する場合)	ふれあいの村の指定管理者は、事 前に利用希望調査を実施し、利用 調整を行う。学校は、利用調整結 果に基づき、前年度の <u>12月1日</u> か ら利用申込書を提出する。	ふれあいの村の指定管理者は、事 前に利用希望調査を実施し、利用 調整を行う。学校は、利用調整結 果に基づき、前年度の <u>11月20日</u> か ら利用申込書を提出する。

※ 一般日帰り利用の申込み及び夏期抽選期間（8月1日～8月20日）の申込みにつ
いては、変更はありません。